

指定保育士養成施設 3月卒業・修了見込申請書類 取りまとめの流れ

時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	登録事務処理センター(以下センター)	都道府県	備考
7月 ┆ 8月		HP更新を確認 ※1 「保育士登録の手引き」(以下「手引き」)の必要部数他について、センターに請求 (請求期限: 詳細は当該年度の日程表を参照)	〈下旬〉 ホームページ(以下「HP」)更新により、当該年度の取りまとめ方法について案内開始		※1 「保育士登録の手引き」は、申請書など、申請に必要な書類が全てセットされた冊子です。
9月 ┆ 11月下旬	・登録手数料払込 ・申請書類を作成 ・卒業(修了)見込証明書を申請書に添付し、養成施設に提出	HP更新を確認 「マニュアル」をダウンロード ※2 ・学内の申請者に「手引き」を配布 ・「卒業(修了)見込証明書」を発行 ※3 ・申請書類の回収、取りまとめ ・「申請書類集計表」、「申請者リスト」の作成 センターへ申請書類を提出 (提出期限: 詳細は当該年度の日程表を参照)	〈下旬〉 ・HP更新により、取りまとめの「マニュアル」配布開始 ・「手引き」を養成施設へ発送 ・申請書類の点検・確認		※2 取りまとめ方法などの詳細については「マニュアル」でご案内いたします。HPよりダウンロードして下さい。 ※3 「指定保育士養成施設卒業見込証明書」または「保育士養成課程修了見込証明書」。通常の「卒業見込証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
2月下旬		不備の申請書類について、申請者に確認 ※4 申請者の内、2月下旬の期限までに未修了が確定した者についての連絡 (提出期限: 詳細は当該年度の日程表を参照)	・不備の申請書類について、養成施設担当に照会 当該申請者について申請取下げの扱いとする。		※4 この期限までに連絡のあった申請書類および登録手数料は、都道府県に送付・送金されず、申請者に返却・返金されます。
3月	申請取下げ者はセンターへ返金依頼の手続き		申請取下げ者へ申請書類・登録手数料を返却および返金		

時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	登録事務処理センター(以下センター)	都道府県	備考
3月10日頃			都道府県へ申請書類を発送 登録手数料を送金	申請書類の審査	※5 「指定保育士養成施設卒業証明書」または「保育士養成課程修了証明書」。通常の「卒業証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
3月中旬		※5 ・「卒業(修了)証明書」を提出 ※6 ・未修了確定者/卒業(修了)保留者の連絡 (提出期限:詳細は当該年度の日程表を参照)	⇒ ・「卒業(修了)証明書」の点検・確認 ・未修了/保留者の確認		
		・卒業(修了)が保留となっていた者についての最終確定連絡 ・最終確定修了者の「卒業(修了)証明書」を提出 (提出期限:3月末、詳細は当該年度の日程表を参照) <small>※末日が土日の場合は直前の金曜日で一旦締め切り、確定が土日になる者がある場合は事前にセンターまで連絡</small>	⇒ ・「卒業(修了)証明書」を送付 ・未修了者の報告 ⇒ 最終確定について報告	⇒ 「卒業(修了)証明書」の有無を基に、個々の申請者について修了/未修了を確認	⇒ ※6 登録手数料は、都道府県に送金されているため、返金できません。
3月末			登録者を確認 ※8 「保育士登録済通知書」を発送(3月末) <small>※最終土日確定者分は4月初旬に発送</small>	登録決定通知	⇒ 修了確定者のみ登録決定(登録年月日は3月中の日付) ⇒ ※7 提出期限の時点で卒業(修了)が未確定となっている者については、一旦保留扱いとしてご連絡願います。
4月	・「保育士登録済通知書」受取り ・記載内容について、訂正・変更がある場合はセンターへ連絡 (連絡期限:詳細は当該年度の日程表を参照)		⇒ 登録内容の訂正・変更		⇒ ※8 6月中に「保育士証」が交付されるまでの間、暫定的に保育士登録がなされた事を証明するもの。(ハガキ)
6月末	「保育士証」の受取り		⇒ 「保育士証」を発送(6月 簡易書留郵便)		

※ 当該年度の詳しい日程表は、毎年7月下旬にHP更新の際ご案内いたします。